

会長報酬に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人御浜町社会福祉協議会の会長に対する報酬の額及び支給について定めることを目的とする。

(報酬額)

第2条 会長の報酬の基本月額は、120,000円とする。

(支給方法)

第3条 会長の報酬は、毎月21日に支給するものとする。ただしその日が休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日に支給するものとする。

2. 報酬は、その全額を通貨で直接本人に支払うものとする。ただし本人から申し出があったときは、指定預金口座への振込みの方法によって支払うことができる。

(その他)

第4条 その他、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年12月1日から施行する。

この規程は、平成17年6月24日から一部変更し施行する。

この規程は、平成17年11月15日から一部変更し施行する。

この規程は、平成19年4月1日から一部変更し施行する。

この規定は、平成20年4月1日から一部変更し施行する。

この規定は、平成29年4月1日から一部変更し施行する。